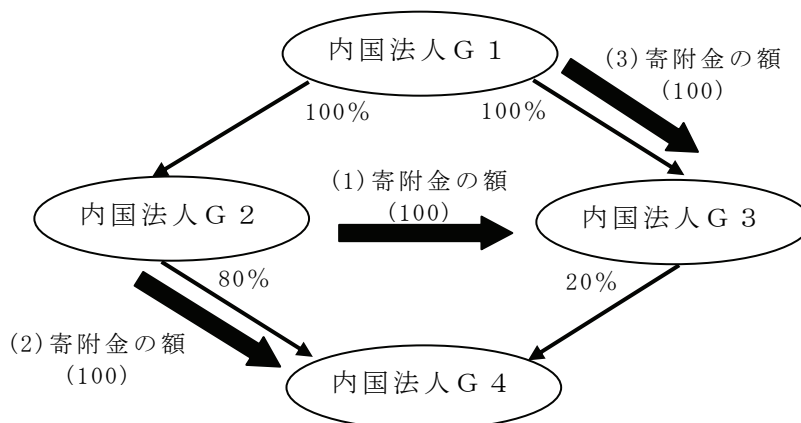


問7 寄附修正事由が生じた場合の株主の処理

問 次のような内国法人による完全支配関係がある法人間で寄附が行われた場合、その寄附を行った又は寄附を受けた法人の株主においてはどのような処理を行うこととなりますか。

- (1) G 2 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合
- (2) G 2 が G 4 に対して寄附金の額 100 を支出した場合
- (3) G 1 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合



答

- (1) G 2 と G 3 の株主である G 1 において、G 2 株式及び G 3 株式の帳簿価額の修正を行うこととなります。
- (2) G 2 の株主である G 1 において、G 2 株式の帳簿価額の修正を行い、G 4 の株主である G 2 及び G 3 において、G 4 株式の帳簿価額の修正を行うこととなります。
- (3) G 3 の株主である G 1 において、G 3 株式の帳簿価額の修正を行うこととなります。

【解説】

1 寄附修正の概要

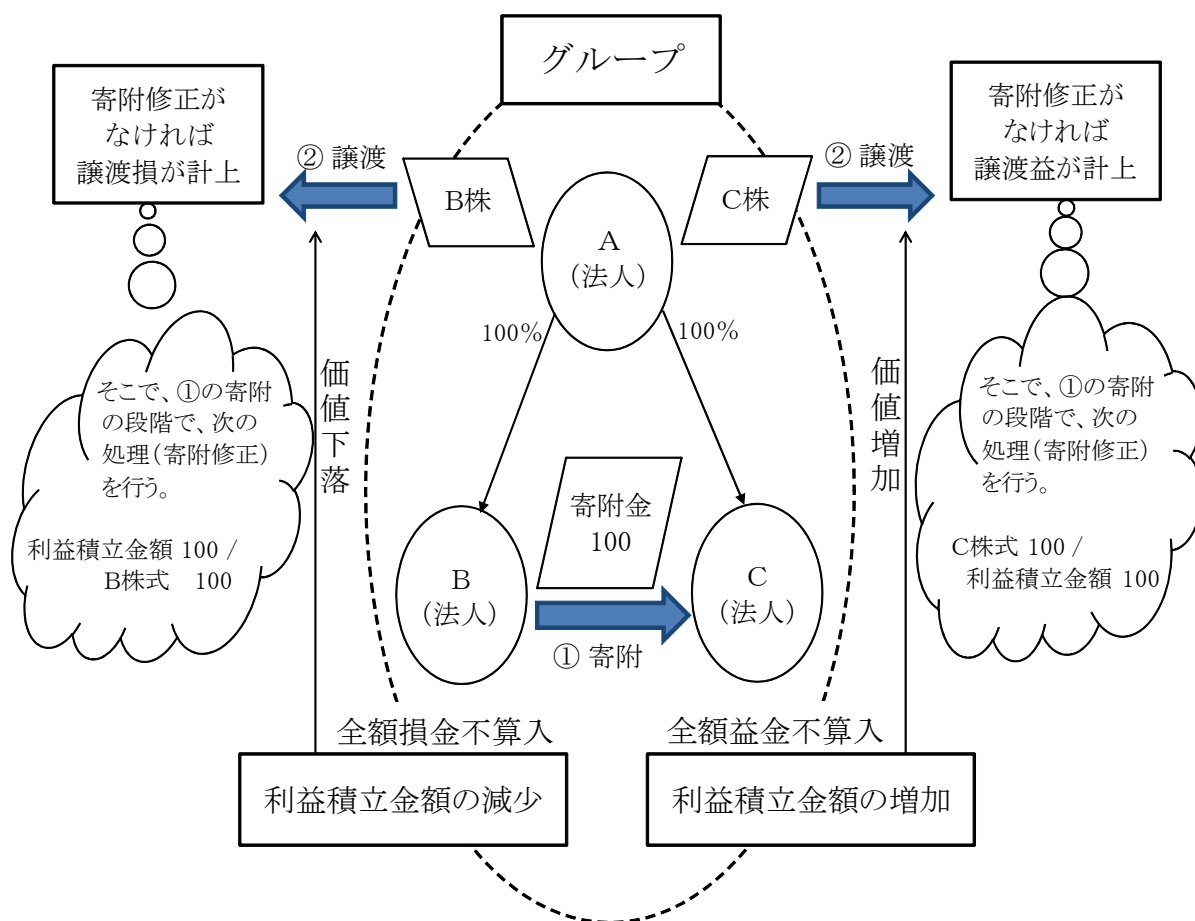
法人が有する当該法人との間に完全支配関係がある法人（以下「子法人」といいます。）の株式等について次のイ又はロに掲げる事由（以下「寄附修正事由」といいます。）が生ずる場合には、以下の算式により計算した金額を利益積立金額及びその寄附修正事由が生じた時の直前の子法人の株式等の帳簿価額に加算することとされています。

- イ 子法人が法人による完全支配関係のある他の内国法人から益金不算入の対象となる受贈益の額を受けたこと
- ロ 子法人が法人による完全支配関係のある他の内国法人に対して損金不算入の対象となる寄附金の額を支出したこと

(算 式)

$$\left( \begin{array}{l} \text{子法人が受けた益金} \\ \text{不算入の対象となる} \\ \text{受贈益の額} \end{array} \times \text{持分割合} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{子法人が支出した損金} \\ \text{不算入の対象となる} \\ \text{寄附金の額} \end{array} \times \text{持分割合} \right)$$

この算式の持分割合とは、当該子法人の寄附修正事由が生じた時の直前の発行済株式又は出資（当該子法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額のうちに当該法人が当該直前に有する当該子法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合をいいます。



2 G 2がG 3に対して寄附金の額 100を支出した場合（お尋ねの(1)の場合）

G 1との間に完全支配関係があるG 2及びG 3の株式について寄附修正事由が生じているため、G 1はG 2株式について寄附金の額 100に持分割合 100%を乗じた金額 100を利益積立金額から減算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前のG 2株式の帳簿価額から減算し、減算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を1株当たりの帳簿価額とします。

また、G 3株式については、受贈益の額 100に持分割合 100%を乗じた金額 100を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前のG 3株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を1株当たりの帳簿価額とします。

< G 1の処理 >

(申告調整)

利益積立金額	100	/	G 2株式	100
G 3株式	100	/	利益積立金額	100

< G 1の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 2株式(寄附修正)		100		△ 100
G 3株式(寄附修正)			100	100
計		100	100	0

### 3 G 2がG 4に対して寄附金の額 100 を支出した場合（お尋ねの(2)の場合）

G 1との間に完全支配関係があるG 2の株式について寄附修正事由が生じているため、G 1はG 2株式について寄附金の額 100 に持分割合 100%を乗じた金額 100 を利益積立金額から減算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前のG 2株式の帳簿価額から減算し、減算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を1株当たりの帳簿価額とします。

また、G 2及びG 3との間に完全支配関係があるG 4の株式について寄附修正事由が生じているため、G 2は受贈益の額 100 に持分割合 80%を乗じた金額 80 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前のG 4株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を1株当たりの帳簿価額とします。

同様に、G 3は受贈益の額 100 に持分割合 20%を乗じた金額 20 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前のG 4株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を1株当たりの帳簿価額とします。

なお、これによりG 1、G 2及びG 3が別表五(一)に記載した金額に相当する金額が、同別表の左余白に記載された検算式と不符となりますのでご注意ください。

#### 【参考：別表五(一)の検算式】

「期首現在利益積立金額合計「31」①」 + 「別表四留保所得金額又は欠損金額「44」」  
 - 「中間分、確定分法人税県市民税の合計額」 = 「差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④」

#### < G 1 の処理 >

(申告調整)  
 利益積立金額 100 / G 2 株式 100

#### < G 1 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 2 株式 (寄附修正)		100		△ 100
計		100		△ 100

#### < G 2 の処理 >

(申告調整)  
 G 4 株式 80 / 利益積立金額 80

#### < G 2 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 4 株式 (寄附修正)			80	80
計			80	80

< G 3 の処理 >

(申告調整)			
G 4 株式	20	/	利益積立金額 20

< G 3 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 4 株式(寄附修正)			20	20
計			20	20

4 G 1 が G 3 に対して寄附金の額 100 を支出した場合(お尋ねの(3)の場合)

G 1 との間に完全支配関係がある G 3 の株式について寄附修正事由が生じているため、G 1 は G 3 株式について受贈益の額 100 に持分割合 100% を乗じた金額 100 を利益積立金額に加算するとともに、同額を寄附修正事由が生じた時の直前の G 3 株式の帳簿価額に加算し、加算後の帳簿価額を株式の数で除して計算した金額を 1 株当たりの帳簿価額とします。

なお、これにより G 1 が別表五(一)に記載した金額に相当する金額が、同別表の左余白に記載された検算式と不適合となりますのでご注意ください。

< G 1 の処理 >

(申告調整)			
G 3 株式	100	/	利益積立金額 100

< G 1 の別表五(一)の記載例(抜粋) >

区分	期首	減	増	期末
G 3 株式(寄附修正)			100	100
計			100	100

5 G 1 が 4 において寄附修正を行った G 3 株式を売却した場合

G 1 が上記 4 において帳簿価額の修正を行った G 3 株式を他に売却した場合には、修正後の帳簿価額によりその譲渡損益の計算を行うことになります。

例えば、寄附修正前の G 3 株式の帳簿価額を 1,000、寄附修正後の帳簿価額を 1,100、売却した価額を 1,200 とした場合の処理は次のとおりです。

< G 1 の処理 >

(会計上)			
現金	1,200	/	G 3 株式 1,000
		/	株式売却益 200
(税務上)			
現金	1,200	/	G 3 株式 1,100
		/	株式売却益 100
(申告調整)			
株式売却益	100	/	G 3 株式 100

< G 1 の別表四の記載例（抜粋） >

区分		総額	処分	
			留保	社外流出
		①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1	200	200	
減算	株式売却益（G 3 株式）	100	100	
所得金額又は欠損金額		100	100	

< G 1 の別表五（一）の記載例（抜粋） >

区分	期首	減	増	期末
G 3 株式（寄附修正）	100	100		0
計	100	100		0

【適用関係】

この措置は、平成 22 年 10 月 1 日以後に寄附修正事由が生じる場合について適用することとされています。

【関係法令】

法令 9 ①七、119 の 3 ⑥  
改正令附則 5 ②⑥、13①